

特定非営利活動法人パソフレ定款変更内容

2)2012/10/15 認証

No	変更前	変更後
1	<p>(職務)</p> <p>第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3 理事は、適時、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。ただし、この場合可能な限り早い時期に例会・総会等で、その報告を行うこととする。例会については、第7章にて規定する。</p> <p>4 監事は、次に掲げる職務を行う。 (以下省略)</p>	<p>(職務)</p> <p>第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>4 理事は、適時、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。 (以下省略)</p>
2	<p>(任期等)</p> <p>第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>(任期等)</p> <p>第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>
3	<p>(権能)</p> <p>第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算</p>	<p>(権能)</p> <p>第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算</p>

	(以下省略)	(以下省略)
4	<p>(議決)</p> <p>第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(議決)</p> <p>第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録(滋賀県条例に定めるものをいう)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</p>
5	<p>(議事録)</p> <p>第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員の現在総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記すること)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員の現在総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記すること)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録(滋賀県条例に定めるものをいう)により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会があったものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は</p>

		<p>名称</p> <p>(3) 総会の決議があったものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>
6	<p>(開催)</p> <p>第 33 条 理事会は、次の各号の一（中略）</p> <p>(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p>	<p>(開催)</p> <p>第 33 条 理事会は、次の各号の一（中略）</p> <p>(3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p>
7	<p>第 7 章 例会</p> <p>(構成)</p> <p>第 39 条 例会は、正会員をもって構成する。</p> <p>(権能)</p> <p>(中 略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 46 条 例会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 審議事項</p> <p>(3) 議事の経過の概要及び議決の結果</p>	<p>第 7 章は全て削除</p>
8	<p>第 8 章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第 47 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる収入</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) その他の収入</p>	<p>第 7 章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる収益</p> <p>(5) 事業に伴う収益</p> <p>(6) その他の収益</p>
9	<p>(資産の管理)</p> <p>第 48 条 この法人の資産は、理事長が管理し</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(資産の管理)</p> <p>第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し</p> <p>(以下省略)</p>
10	<p>(会計の原則)</p> <p>第 49 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(会計の原則)</p> <p>第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に</p> <p>(以下省略)</p>
11	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 50 条 この法人の事業計画及びこれに伴</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴</p>

	う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
12	<p>(暫定予算)</p> <p>第 51 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>	<p>(暫定予算)</p> <p>第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</p> <p>2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p>
13	<p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第 52 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、 (以下省略)</p>	<p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、 (以下省略)</p>
14	<p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第 53 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、 (以下省略)</p>	<p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、 (以下省略)</p>
15	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 54 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。</p> <p>(以下省略)</p>
16	<p>(事業年度)</p> <p>第 55 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日 (以下省略)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 47 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日 (以下省略)</p>
17		<p>(臨機の措置)</p> <p>第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。</p>
18	<p>第9章 定款の変更、解散及び合併</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 56 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経なければならない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。又、変更内容については、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在</p>	<p>第8章 定款の変更、解散及び合併</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員数の過半数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) その行う特定非営利活動の種類及び</p>

	<p>地(所轄庁の変更を伴わないもの)</p> <p>(2) 資産に関する事項</p> <p>(3) 公告の方法</p>	<p>当該特定非営利活動に係る事業の種類</p> <p>(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る)</p> <p>(5) 社員の得喪に関する事項</p> <p>(6) 役員に関する事項</p> <p>(7) 会議に関する事項</p> <p>(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項</p> <p>(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項</p> <p>(10) 定款の変更に関する事項</p>
19	<p>(解散)</p> <p>第 57 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。(以下省略)</p>	<p>(解散)</p> <p>第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。(以下省略)</p>
20	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 58 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項各号に掲げる者のうち社会福祉法人に譲渡するものとする。</p>	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 51 条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項各号に掲げる者のうち社会福祉法人に譲渡するものとする。</p>
21	<p>(合併)</p> <p>第 59 条 この法人が合併しようとするときは(以下省略)</p>	<p>(合併)</p> <p>第 52 条 この法人が合併しようとするときは(以下省略)</p>
22	<p>第 10 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 60 条 この法人の公告は(以下省略)</p>	<p>第 9 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 53 条 この法人の公告は(以下省略)</p>
23	<p>第 11 章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第 61 条 この定款の施行に(以下中略)</p> <p>4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 50 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。</p> <p>5 この法人の設立当初の事業年度は、第 55 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。(以下省略)</p>	<p>第 10 章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第 54 条 この定款の施行に(以下中略)</p> <p>4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。</p> <p>5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。(以下省略)</p>

2 変更の理由

No	変 更 の 理 由
1	・H24 年3月 NPO 法・条例・規則の改正を追加 ・例会に関する記述の削除による
2	・H24 年3月 NPO 法・条例・規則の改正を追加
3	・H24 年3月 NPO 法・条例・規則の改正を反映
4	・H24 年3月 NPO 法・条例・規則の改正を追加
5	・H24 年3月 NPO 法・条例・規則の改正を追加
6	・No1 変更による項番号の変更を改訂
7	・例会に関する記述の削除による（内部規定の内容のため）
8	・H24 年3月 NPO 法・条例・規則の改正を反映
9	・No7 削除による条番号の繰上げ
10	・No7 削除による条番号の繰上げ
11	・H24 年3月 NPO 法・条例・規則の改正を反映・No7 削除による条番号の繰上げ
12	・H24 年3月 NPO 法・条例・規則の改正を反映・No7 削除による条番号の繰上げ
13	・No7 削除による条番号の繰上げ
14	・No7 削除による条番号の繰上げ
15	・H24 年3月 NPO 法・条例・規則の改正を反映・No7 削除による条番号の繰上げ
16	・No7 削除による条番号の繰上げ
17	・「特定非営利活動法人 定款例」の記述を追加・No7 削除による条番号の繰上げ
18	・H24 年3月 NPO 法・条例・規則の改正を反映・No7 削除による条番号の繰上げ
19	・No7 削除による条番号の繰上げ
20	・「特定非営利活動法人 定款例」の記述を反映・No7 削除による条番号の繰上げ
21	・No7 削除による条番号の繰上げ
22	・No7 削除による条番号の繰上げ
23	・No7 削除による条番号の繰上げ ・それに伴う変更